

女性の身体はいかにして利用可能となるのか

——代理出産に対する解釈の変遷から——

柳原 良江

1. はじめに

一九七八年、世界中のメディアが、イギリスで行われた、いわゆる「試験管ベビー」、ルイズ・ブラウンの誕生をセンセーショナルに伝えた。生殖技術に画期的な変化をもたらす「体外受精」の発明である。それ以降、体外受精の普及そしてその技術の応用により、現在までに生殖技術の現場で様々な事例が生じ、マス・メディアを通じて社会問題化されてきた。続いて開発された顕微授精、作られた胚を選別する着床前診断、さらにそれを用いて人為的に移植治療用の子供を妊娠させる「救世主きょうだい」など、それらは時に医療現場での制度設計のみならず、法律改正を踏ま

え、政治を巻き込んだ動きにも発展してきた。

しかし体外受精の開発前から、現在の混沌とした生殖技術問題の嚆矢とも言える社会問題は既に生じていた。一九七〇年代に、米国で発明され、のちに世界各地に普及した「代理出産」である。代理出産 (surrogacy) とは他者に妊娠を依頼し、お互いの同意の上、医学的な介入、時には性交による自然妊娠を経て、生まれた子供を引き取る、契約妊娠のことを指す。日本では、九〇年代から国内に斡旋業が設立され、この方法により子を得る人が生じている。当初は人工授精を用いていたが、近年では体外受精を併用した代理出産が一般的で、二〇〇二年には、タレントの向井亜紀と高田延彦夫妻が米国での代理出産実施を公表し、二〇〇三年

に双子を得ている。このタレント夫妻が、双子を日本国内で実子として届けられないことを理由に、自らが居住する品川区を訴えた「品川事件」は広く報道され、二〇〇七年には政府が代理出産の容認を射程にいれた法整備の必要性を論じ、日本学術会議へ議論を委託するなど、社会的に大きな動きが生じた。

結果的にタレント夫妻の訴えは認められず、日本学術会議の結論も、原則として禁止を求める内容であったことから、代理出産を容認する法整備はなされなかったが、その当時実施された、タレント夫妻をはじめ、国内で代理出産を実施する医師や幹旋業者に関する報道を通じて、代理出産依頼者の人権を守る視点から、社会が科学技術の変化に合わせるべきだとする議論が展開された。こうした文化的変化の中、かつて厚生労働省が作成した禁止法案は提出されることなく消え、現在も代理出産の規制は何ら行われずにいる。また二〇一四年には、代理出産のみならず卵子提供も含め、女性の身体取引を可能とする法律が自民党プロジェクト・チームにより作成され、近年ではむしろ容認に向けた法整備が進められつつある。

ところで代理出産に類似した別の問題に目を向けると、人工工場や臓器の取引が禁止されているように、近代社会では他者の生存そのものを取引の対象とする奴隷制や、たとえ一部でしかなくとも人体を譲り渡す行為は禁忌とされている。それにもかかわら

ず、こと代理出産に限れば、女性の身体そのものを貸し借りの対象とする方法が、取り立てて大きな抵抗なく普及し、さらに拡大されようとしている。一体なぜ、代理出産では、このような他者の身体利用が、大きな批判を受けることなく肯定的に論じられ、容認に向けた制度化を可能とさせているのだろうか。

その答えとして、代理出産には、他の人体取引問題とも異なり、ジェンダー化された文化的規範が働いている可能性が考えられ得る。その結果として生じた文化的構築物が女性の身体を対象とする代理出産を、一般的な人体工場から分節化させる仕組みを作り出しているのではないだろうか。

この疑問を解きほぐすため、本稿では、これまで代理出産に関して構築された言説を取り上げること、ジェンダー化された文化的規範を析出する。その上で本来は社会的禁忌であるはずの「他者の身体利用」であった代理出産が、ジェンダー化された装置を経て、合理的なものとして認識され、それが違和感なく社会に入り込み、定着していく文化構造の変遷を示していく。具体的には、まず代理出産の歴史を俯瞰し、近代化以前の代理出産と、それが禁止された経緯を捉え、代理出産に対する人権意識の立場を確認する。次に、米国を中心に近代的な代理出産が発展していく過程で、それが様々な解釈により、社会の中で許容可能に見える行為として認識されていく姿を捉えていく。中でも、代理出産の様々

な解釈が日本で展開される上で、自己決定権に関して生じた議論の攪乱に焦点を当てて。それらを踏まえた上で、代理出産に関する認識の中に、女性の身体や生命を重視しない性差別的意識が働き、近年ではその差別的認識がより顕在化している現状を指摘する。

2. 代理出産の経緯と発展

人権侵害としての代理出産

代理出産は、しばしば「新しい問題」と位置づけられ、それに対する批判的意見は「倫理が科学の進歩に追いついていない」前近代的な社会の怠慢によるものだと否定的に捉えられてきた。しかし歴史的に見ると代理出産は、科学技術の進歩の結果というより、様々な文化の中で用いられた、いわばおなじみの方法である。たとえばデボラ・スパーをはじめとする多くの論者が、聖書の記述を例に挙げ、西洋文化圏で古くから代理出産が実施されていたことを指摘する。(スパー、二〇〇六)

こうした西洋の代理出産は、キリスト教の影響下で、夫婦の外に子をなすことが禁じられると同時に廃れてしまったが、東アジアでは、日本、韓国、中国でそれぞれ、子を得るために女性を短期間借り受ける制度または慣習が、二十世紀まで存続して

いた。² いずれも性交渉を経た自然妊娠により子を得る方法で、女性は子が生まれたらすぐに、または女性が貸し出される一定の期間を過ぎれば、生まれた子を残して、帰郷するというものであった。(柳原、二〇一一) 有名なのが韓国の「シバジ」である。貴族の男性と性交渉の上で子をもうけ、男児が生まれれば子と引き替えに多額の報酬を受け取るが、女児が生まれれば、少額の報酬を受け取るのみで子と共に帰郷する形をとる。これによりシバジの住む村は女性ばかりになり、その村で育つ女児もまた成長しシバジとして働く。(淵上、二〇〇七) ただしこれら東アジアでの代理出産は、それぞれの国へ西洋文化が流入すると共に、女性の権利を侵害する非人道的なものとして、廃止に至っている。

米国での代理出産の発明

他方、米国では一九七六年に、新たな形の代理出産が発明される。米国ミシガン州の弁護士ノエル・キーン(Noel Keane)は、人工授精を用いて依頼者の子を妊娠し、産まれたら引き渡してくれる女性を探し、それを「代理出産」(surrogacy)という名で売り出したのである。しかしこの方法がミシガン州では乳児売買として禁止される可能性を知ってから、キーンは批判をかわすため、代理母を無償のボランティアと位置づけた。(スパー、二〇〇六) こうした経緯は、人権概念を基盤とする近代社会では代

理出産が本来、許容されない行為であったことを示している。またキーンが受けた批判は、のちに世界的に報じられた、米国の代理出産に関する親権裁判「ベビーM事件」により表面化するものになる。

ベビーM事件とは、一九八六年にニュージャージー州の代理母が、自ら産んだ子の引き渡しを拒否し、依頼者によつて訴えられた出来事を指す。この裁判は、代理出産契約を問題視する研究者や女性団体はもちろん、過去に代理出産を実施した代理母当事者や宗教団体、さらに政治的保守派をも巻き込み、代理出産の反対運動を高めることとなった。その結果、判決で代理出産契約は無効とされ、代理母の親権が認められた。また各地で行われた反対運動により、ニュージャージーを含め、幾つかの州や地域で、代理出産が禁止または契約自体が無効とされた。(ケイン、一九九三) 現在も米国では、ベビーM事件の舞台となったニュージャージー州や、反対運動の盛んであったワシントンD.C.など、代理出産を厳格に禁じる州や地域があり、それはこの当時の運動の結果によるものである。

一方、米国には、代理出産の盛んな地域として世界的に広く知られている州がある。カリフォルニア州をはじめ、合法的に実施できるネヴァダ州やイリノイ州は、世界中の富裕層に対する大きな代理出産市場となっている。また米国の代理出産産業の拡大は、

さらに非富裕層向けの市場として、米国外の発展途上国に「生殖アウトソーシング」と呼ばれる代理出産をも生み出すようになった。インドやタイが有名だが、その他にも、ロシアやスペイン、メキシコなど、豊かな国に隣接するも経済的に問題を抱える国々もまた、近隣国のアウトソーシング先として知られている。こうした委託先の開拓は常に行われており、ある国で有償の代理出産が禁止されても、すぐに拠点を移し別の国で同じビジネスが繰り返される。たとえば二〇一四年にタイで外国人による代理出産が問題視されたのをきっかけに、タイ政府が外国人による代理出産を禁止すると、次には隣国のカンボジアが新たな市場として注目されるようになった。タイ国内で営業していた日本人向けのエージェンシーには、タイからジョージア共和国に拠点を移し、現地で代理出産の斡旋を引き続き行っている者もいる。

こうして代理出産は、米国で発明のうえ、発達し、拡大されてきた。しかし上述したように、かつて東アジアで実施されていた伝統的な代理出産は人権侵害として禁止されていたし、米国でも、キーンによる発明の後もしばらくは、人身売買として問題視されてきた。それではいつたいなぜ、従来は批判され、禁止対象であった代理出産が、現在のように、比較的問題のない行為として捉えられ、普及していったのだろう。

3. 代理出産のイメージ戦略

代理出産の言説

代理出産が米国で肯定的な認識を得る上で大きな契機を作ったのが、全米初の代理母として知られるエリザベス・ケインの実施したキャンペーンである。ケインは妊娠中、彼女による代理出産を担当した産婦人科医リチャード・レヴィンらの手配により、米国内の著名な数々のメディアに出演し、代理母の必要性和価値を謳った。実際のところ彼女は出産後にその経歴を後悔し、自らベビーM事件に伴う代理出産反対運動に身を投じるが、彼女のキャンペーンを通じて、代理出産に対する認識枠組みが普及し、その後の代理出産容認論にも引き継がれる。

ケインのキャンペーンをはじめ、八〇年代前半に盛んに論じられたのが、代理出産をボランティアと位置づけ、女性同士の助け合いとみなす言説である。もともとこの解釈は、上述した近代型代理出産の発明者であるノエル・キーン弁護士により作り出されたものである。キーンは、無報酬ながら代理母となる女性を集めるための誘い文句として、「利他的 (Altruistic)」の言葉を利用し、そこに宗教的な含みを持たせながら、代理出産を「人助け」の一環に位置づけた。ただし本当の無報酬では女性たちが集まらず、のちに代理母への報酬が支払われる形へと変化してゆき (スパー、

二〇〇六)、結果的に代理母の報酬を不当に低額なものに抑える原因を作ることとなった。

また、エリザベス・ケインを斡旋したりチャード・レヴィンは、マス・メディアを通じてそれを「科学の恩恵」と位置づけた。初期の代理出産で使われる技術は、二百年以上前に実用化された、「人工授精」という「手技」でしかなかったが、代理出産の枠組みで実施されることにより、それがあたかも最先端の科学知により編み出された新技術であるかのように位置づけられた。特別な技術としての認識は、その値段にも反映されている。一九八〇年代で通常三二五ドルしかかからなかった人工授精が、代理出産の契約のもとでは一五〇〇ドルで実施されていた。

こうして代理出産は、斡旋業者らの手により、従来は人権侵害であった「契約妊娠」を、女性による助け合いに位置づけると同時に、急激に進歩した医学・生物学の成果とみなす、新たな認識枠組みを獲得することとなった。

加えて、この認識に同意を示した一部のフェミニストたちが理論面からバックアップを行った。そこには、米国特有の社会背景が影響している。長年にわたり女性の中絶権獲得が重要な社会問題である米国で、女性が自ら産むか産まないかを判断できる権利のありかは、女性の人権を保障する上で必要である。また米国では十九世紀に女性解放運動が盛んになって以降、女性差別の根

抛として、女性の思考は女性ホルモンにより影響されるため、男性と同等の理性的人格を持ちえないとみなす言説が、散発的に出現してきた。ここでは女性が自らの身体を理性で管理できず、ゆえに男性と同様の社会的地位を得られない、というロジックが構築される。これらの具体的な社会問題とそれを支える言説の中生殖機能を近代的契約のもとで貸し出す代理出産は、女性が自らの理性で身体機能を操作できることを示し既存の差別的言説を打ち砕く、重要な反証として用いられた。

ところでノエル・キーンが最初に受けた批判をはじめ、しばしば問題視されたのが、それが代理母の人権侵害のみならず「赤ちゃん売買」(baby selling)になるという視点である。これはかつて黒人奴隷の女性たちを、赤ちゃん製造のために利用し、産まれた子を奴隷市場で売買した歴史的経緯から生じたもので、とりわけ人々が実際に産まれる子供の存在を目の当たりにした、ベビーM事件に対する議論では頻繁に用いられた。¹⁰ただしこの言説は、一九九〇年に生じたジョンソン対カルヴァート事件(Johnson v. Calvert)の判決を経て、次第に後退していった。この事件は依頼者であるカルヴァート夫妻の遺伝的な子を、アンナ・ジョンソンが体外受精を経て妊娠・出産し、生まれたのちに子の引き渡しを拒んだものである。判決では、子の親権が、妊娠・出産したジョンソンではなく、使われた卵子の持ち主であり、子を得る意思の

あったカルヴァート夫人にあるとされた。これ以降、代理出産を「赤ちゃん売買」とみなす反駁は、かつてほど効力を持たなくなってくる。¹¹またジョンソン対カルヴァート事件をきっかけに、ベビーM事件以来、代理母による親権裁判を恐れて、下火になっていた代理出産が、それまで用いていた人工授精の代わりに、まだ開発されて日の浅い体外受精を用いる形で、急速に普及することになった。(スパー、二〇〇六) さらに依頼者の不妊カップルと遺伝的に繋がった子を得られる事実が、その当時、人々を覆っていた遺伝子本質主義と結びつき、代理出産は実際に先端科学技術の成果としての位置づけを確立することになった。(ネルキン、一九九七)

日本での展開

それでは、日本の代理出産に関する言説はどのような形で浸透していったのか。日本国内でも一九七〇年代から、諸外国で行われた初期の代理出産やベビーM事件が、大手マス・メディアの報道番組はもとより、大衆雑誌を含めた娯楽媒体により報道されてきた。とはいえそこで代理出産は、日本人にも関係する自らの問題ではなく、米国の特異な出来事として捉えられるのみで、¹²この行為の是非が深刻に議論されることはなかった。(柳原、二〇一〇)

代理出産の認識に変化が見られるのは、日本人向けの代理出産プログラムが出現し、自らの問題として報道されるようになった一九九〇年代からである。一九九一年に東京では米国の代理出産斡旋業者の事実上の支店となる「卵子提供・代理母出産情報センター」(鷺見ゆき代表。のちに日本独自の業者として独立)が設立され、鷺見代表が様々な媒体で発言する形で、代理出産についての語りが掲載されるようになった。¹³ ここでは代理出産の必要なる理由として、日本の不妊治療のありかたを批判したり、家制度で差別される女性を助けるためなど、日本独自の視点も導入されていたが、基本的には米国の解釈をなぞるものであった。すなわち女性たちはそれを人助けのために実施し、人々はそれを科学の恩恵として享受すべきであるとする論が繰り返し主張された。

さらに二〇〇〇年代になると、代理出産に関する報道が急増し、より広く一般に認知されるようになる。そのきっかけを作ったのが、のちに品川事件を引き起こす、タレントの向井亜紀と高田延彦が米国で代理出産を実施し双子を得た出来事に関する報道や、それを扱うバラエティ番組やテレビドラマである。加えて同時期に、長野県の産婦人科医である根津八紘医師が、過去の代理出産事例を公表したことも影響し、代理出産に関する報道が頻繁になされ、この行為は急激に身近なものとして捉えられるようになった。

この時期に向井亜紀が発表した著書や、彼女に対する取材記事は、代理出産を肯定的に捉える理由として、米国流の「女性同士の助け合い」と「科学技術の恩恵」の概念をしばしば用いている。そこで「女性同士の助け合い」は、依頼者(向井亜紀)の苦境を強調するとともに、代理母となる女性を聖女か神の遣いのように神格化することで達成される。(柳原、二〇一〇) また「科学技術の恩恵」は、彼女が医師の父のもとに産まれ、生物学に興味を抱いたことや、生物学に対する憧憬を抱いていた過去にしばしば言及しながら、専門用語を利用して代理出産を語ることで、代理出産を科学技術発達の延長として位置づけることにより達成されている。

4. 自己決定権を用いた議論の展開

ところで日本では代理出産の容認論が展開される際の理論軸として、一九八〇年代から日本に導入された、生殖に関する自己決定権の概念が盛んに用いられた。向井亜紀や根津八紘医師など問題の当事者はもちろん、それらを政治的に支援する衆議院議員野田聖子¹⁴らもまた、二〇〇〇年代に積極的にこの言葉を用い、代理出産の正当性を強調している。これらの人々は、既に流通していた米国内の議論を念頭に置きつつ、この言葉を引用したものと推

測されるが、日本国内で生殖技術を念頭に置きつつ利用される自己決定権は、米国とは異なる解釈で展開されていった。

まずは米国での意味を見ていこう。米国で「生殖の自己決定権」にあたる“Reproductive Rights”¹⁵が論じられる際に最も重視されるのは、それを中絶権獲得運動の延長上で捉える視点である。すなわちそこでは一九七三年の最高裁判決ロー対ウェイド判決に伴い確立された「プライバシー権 (Rights of Privacy)」であり、山根(二〇〇七)の説明を借りれば、「国家であれ、夫であれ、産む産まないをめぐる女性の決定に干渉してはならない」ことを意味する権利が想定される。ロー対ウェイド判決がなされて以降、米国内で、女性の生殖に関する社会問題は、一般的にこの概念に照らし合わせながら議論されるようになった。

ロー対ウェイド判決が保障したのは、女性の身体に対して他者の介入を阻む「消極的自由」だったが、女性の自己決定権の存在が認識されるにつれて、その権利の前提となる自由のあり方は、少しずつ拡大されるようになった。たとえば生殖技術を「女性の身体にたいする制御機能を高めるどんな技術も歓迎される」という立場をとるフェミニストが登場し、不妊治療や出生前診断の権利が主張された。¹⁷近年では、米国やオーストラリアで、自らの卵子を用い、自ら妊娠する一般的な体外受精はもちろん、出生前診断や着床前診断といった高度生殖技術へのアクセスや、レズビア

ンが異性愛者と同等に提供精子を用いた人工授精を受けられる権利もまた、生殖の自己決定権の文脈で主張される。そこでは自己決定権の守るべき自由が、より積極的に幸福を追求する状態、すなわち「積極的自由」として理解され、権利の及ぶ範囲はより拡大されたものとなっている。

米国の代理出産に対する容認論もまた、こうした積極的自由を含む、“Reproductive Rights”の延長で論じられてきた。荻野(二〇〇九)によれば、米国のフェミニストたちの中では、中絶の権利と同様、女性は自らの身体を他者の干渉から離れ自由に扱う権利を持つがゆえ、代理母もまた自らの意思で妊娠を選択できる権利を有するとの主張が展開されており、これが米国内の容認論に有力な理論枠組みを提供している。(荻野、二〇〇九)

一方、日本で同様の概念が浸透するのは、塚原(二〇一四)によると、一九八〇年代以降、英語圏の議論を通じて「リプロダクティブ・フリーダム」の概念が紹介されたり、山田卓生(一九八七)が米国の自己決定権を、法学の視点から紹介してからのことである。¹⁸それ以降、この概念はフェミニストやその近接領域の研究者など専門家を中心に知られるようになった。

さらに一九九〇年代半ばになると、一九九四年に国連のカイロ会議が提唱した“Reproductive Health/Rights”により、この概念が広く普及することとなった。これはそれまで広く提唱されていた

女性の生殖に関する自己決定権を受けて、中絶の権利をはじめ、避妊へのアクセスや性教育を受ける権利など、女性の性的な自由を包括的に扱っている。この概念は、強制的な結婚とそれに伴う若年での妊娠や頻産からの解放や、望まず妊娠した際に、女性の権利を回復させる手段として表出する中絶へのアクセスの権利を指し、女性の生殖に関する「消極的自由」を担保する上での思考的な基盤となる。この流れの中、日本でも、カイロ会議で明確化された、女性の生殖機能に対する「消極的自由」を念頭に置く自己決定権が、「性と生殖にかかわる自己決定権」、または「女性の権利」、「女性の自己決定権」、「生殖の自己決定権」という用語で流通するようになった。¹⁹

ところが、こうした文化的背景を持つ「生殖の自己決定権」が、日本国内の代理出産容認論では、元の文脈とは異なり、日本独自の意味へと解釈される。その典型例は、二〇〇八年に発表された野田聖子と根津八紘の対談に表れる。ここでは「産みたい、でも：スペシャル対談 代理出産ってそんなにいけないことですか？」とのタイトルのもと、他者に身体機能を利用・収奪される危険に晒された代理母ではなく、代理出産を依頼する人間の自己決定権として、子を得る権利が与えられるべきとの主張が展開されている。具体的に見ていこう。本稿ではまず「産みたい、でも（産めない）」という表現で、女性が妊娠するかどうかを自ら決める「生

殖の自己決定権」概念を想起させた上で、この概念を「子を望む女性に子を持たせるべき」権利へと変換する。本対談が実際に主張するのは、女性の生殖の自己決定権ではなく、性別にかかわらず誰にでも適用可能な「家族形成の権利」であるが、その権利を既に世界的に女性の権利として確立され、なおかつ緊急性の高い「生殖の自己決定権」と同一の概念として扱うことにより、代理出産実施の正当化を試みている。

本来であれば、産む女性の身体のあるかを扱う「生殖の自己決定権」が、「家族形成の権利」と同一視された背景には、米国の中絶権としての自己決定権や、それと地続きの、生殖のリプロダクティブ・ヘルス／ライツを含む「生殖の自己決定権」が、日本には、その他の多様な自己決定権と同時に導入された経緯が影響しているよう。日本では、女性の権利を指す「生殖の自己決定権」も、人類一般の権利を指す「家族形成の権利」も、大枠の「自己決定権」として憲法一三条の幸福追求権に分類され、語られてきた。その結果、本来は個別の論点を持つ各々の自己決定権が、広義の自己決定権として同一の権利であるかのように捉えられた。それゆえ容認論者がその内部にある個々の権利の違いを把握しないまま、家族形成権である自らの主張を、米国の中絶権と同義または同等のものともみなす新たな解釈が生じたのだと考えられる。²¹

さらに、医療者として代理出産の問題に携わっていた論者の中

には、かねてから医療現場で提唱され、この時期には既に医療者の中で常識として共有された「患者の自己決定権」を、「生殖の自己決定権」と混同しつつ認識することで、「生殖の自己決定権」に包含された「家族形成の権利」の正当性や緊急性を確認する場面もある。²²そこからは、日本でいち早く自己決定権の実践的な問題に直面した医療者でさえも、日本語の「自己決定権」の内部構造を把握しきれない姿が伺える。

日本国内での「生殖の自己決定権」概念の利用

「生殖の自己決定権」を、概念の輸出元に基づいた本来の意味で考えれば、代理出産という行為の中に存在するのは、代理母が自らの身体を自由に扱うことよって幸福を追求する権利である。日本でも人文社会学系の専門家の間では、同様の理解のもと議論が交わされてきた。辻村みよ子（二〇一二）は二〇〇八年の日本学術会議の議論を振り返り、ここでは、代理母当事者の幸福追求権利と、人間が他者により心身を管理されず自由であることを比較考量した場合、現状では後者が重視されるという理解が一般的であったと述べる。ただしこの代理母が自らの身体を自由に扱える権利は、米国では女性の中絶権や、女性解放そのものとも結びつきたため、大きな論点となるものの、日本では社会的な議論は殆ど起きていないか、あまり重要視されてこなかった。

ところで、日本で「生殖の自己決定権」の言葉を用いて主張される家族形成の権利もまた、基本的人権に位置づけられる重要な要素である。実際に、家族形成の権利を根拠として代理出産が実質的に可能となっている場合も見られる。たとえば欧州人権裁判の二〇一四年の判決では、国内で代理出産の禁じられているフランス人が、外国で代理出産を依頼し、入国を禁じられたために家族が離れて暮らす事態になった例に対し、出身国が代理出産を否定しようとも、個別の家族形成の権利がそれに勝ると述べて、フランスに対し措置の撤回を迫った。また米国の場合、近年の同性婚の合法化により、当事者たちの運動が、これまでの「結婚の自由」の獲得から「家族形成の権利」へとシフトしつつ進められている。ならば日本も米国や欧州文化圏と同様、それを根拠に代理出産を容認する余地もあつたはずだが、これまで用いられてきたのは中絶や避妊を念頭に置いた「自己決定権」の言葉であつた。論者自身の理解が曖昧なものに留まっていたにもかかわらず、この言葉が多用されてきた背景には、この言葉に込められた、依頼者や医療者側の依つて立つ現状認識のあり方が影響している。

繰り返そう。「性と生殖の自己決定権」は、本来行われるべき生殖行為が、何らかの理由で不当に抑圧されている構造を踏まえた上で、消極的自由の獲得を求める権利であつた。実は位相と緊急性は異なれど同様の構造が、代理出産の依頼者にも構築されて

いる。代理出産を依頼する当事者は、その方法を不妊の自分が本来であれば持つていたはずの「産む身体」そのものを回復する行為として捉えている。(柳原、二〇二二) すなわち、依頼者本人にとつて代理出産とは、自然によつて不当に不妊に廃棄された自らを解放させるための手段であり、代理出産の要求とは「本来であれば依頼者がするべきだった生殖を、他者に実施させる形で実現することの自由」の行使であつた。それゆえ当事者の視点に立てば、「自己決定権」の言葉に含まれるような、自らが本来持つべきであつた身体的営みに対し、他者からの抑圧を拒む視点が、適切な表現として映る。そして不当な抑圧からの解放手段である「他者の身体を用いる自由」が、あたかも自然な権利として認識されることになる。

現実はこの論点を象徴するかのようには、代理出産を公言した向井亜紀は、臓器移植のシンポジウムに招かれて²³いるし、根津八紘医師は雑誌の企画により、病氣腎移植のドミノ移植を行った宇和島徳洲会病院泌尿器科部長の万波誠医師と対談を行っている。²⁴これら臓器移植との類比は、代理出産を、生死のかかった、より深刻な緊急事態として捉えさせ、その文脈で彼・彼女らが繰り返す「生殖の自己決定権」という言葉は、それが本来持つ、避妊や中絶さえも認めない、女性に対する旧態依然とした不当な性差別からの解放という意味づけを想起させる。従つてこの言葉を多用す

る背景には、依頼者たちの「他者の身体を用いる自由」が、古めかしい価値観により不当に抑圧されており、その権利回復が急務だとみなす解釈が潜んでいるのである。

代理母の「生殖の自己決定権」

これまで見てきたように、日本の代理出産に関する「生殖の自己決定権」議論では、本来の意味である代理母の自己決定権は、それほど重視されてこなかった。ならば代理母の当事者は、具体的にどのように語られているのか、また、彼女たちの存在が問題視されていないのであれば、それはどのような理解を経て免責されているのだろうか。

日本の代理出産容認論でも、代理母の意見が完全に無視されていたわけではない。向井亜紀の事例を契機に、代理出産が積極的に語られるようになった頃から、米国の経緯と同様、人身売買と区別すべく、それを女性の助け合いとみなし、代理母の利他心が強調されてきた。二〇〇〇年代の言説では代理母を聖女に位置づけることで、その利他心が自然な心理と捉えられてきた。特に根津八紘医師が実施した姉妹間の代理出産では、姉妹愛が語られ、母子間の実施では、代理母となる高齢女性の母性愛が強調された。²⁵これらはいずれも代理母の自己犠牲の精神を示す形で、代理母になる決断が、本人の意思であることを強調するものだった。

しかし国内の議論では、それらの自己犠牲を懐疑的に捉えることが少ない上、自己犠牲の意思が確かに見える場合も、それを近代社会で許容されない公序良俗と捉えない特徴があった。マンジ事件の表面化を契機に、商業化の側面は批判的に報じられるようになるも、²⁶女性の身体と健康が「契約」に伴い他者に操作される事実、そのものは長らく批判されない傾向にある。

その背景には、それらの操作が、科学技術を通じて行われる側面が影響している。荻野(二〇〇九)が説明するように、米国内では「妊娠・出産という女性身体のみが経験する現象を」「テクノロジーによって生物学的差異を極小化していくことで克服すべき足かせととらえる」立場が支配的であった。そのような理解の根底には、公民権運動と連動しつつ勃興した第二波フェミニズムの論者であるファイアストーン(一九七二)が、性別に依らない子作りも可能な「人工生殖」の開発こそが女性を性差別から解放放つと論じたように、科学技術による生殖の操作を、女性解放の要として捉えてきた米国の文化的変遷がある。

日本の場合も、代理出産は、旧来的な家制度からの脱出を示すものとして語られてきたが、²⁷それらは向井亜紀の発言に顕著なように、米国のフェミニズムによる理解とは関係なく、科学技術の浸透を、ごく素朴に近代化の一プロセスと捉える視点から、代理出産が人類の発展を示す善なるものとして位置づけられてきた。

それに加えて、「女性」が「生殖」において被る問題は、総じて軽んじて見られる傾向にある。たとえば卵子提供の現場では、これまで女性が被る長期的リスクは医療者により無視され、また誰もそれを問題視しなかった。この現状は、女性の被る健康被害が、こと生殖技術の文脈では、軽視されるか、または時には存在しないものとして扱われてきた現実を表している。

同様に代理出産でも、代理母の被る健康被害は、あたかも自明のものとして議論の対象から葬り去られてきた。代理出産を実施する医療者や、それを見守る第三者が、代理母であれば、その女性が命を落とす危険に晒されることも大した問題ではないと認識する時、それは彼女たちの被る問題を、人間一般としてではなく、妊娠・出産する女性像という、ジェンダー役割に構築された色眼鏡から眺めている。すなわちそれは性差別的な発想に基づいて、人命を値踏みした結果なのである。(柳原、二〇一五)

代理母に対する性差別と、それに伴う代理母たちの社会からの疎外は、代理出産の普及に伴い、次第に顕在化しつつある。かつて“surrogate mother”と呼ばれた「代理母」は、今では一般的に“gestational carrier”すなわち「妊娠媒介者」または「妊娠中継者」と呼ばれ、当初は付与されていた「母」としての特権的地位は、すでに剥奪されている。そしてかつては、たとえ商業的代理出産であっても、女性を道具としてみなすことは憚られ、そこに

「助け合い」や「ボランティア」といった言説が必要だったものが、今では依頼者の側から、子を持ちたい男性のためには生殖要員となる女性が必要である、と公で論じられることさえある。ここにきて代理出産は、かねてから懸念されていたように、まさに「女を便利なモノにすぎない」くさせ、「女の身体に固有の能力を搾取しようとする行為」（荻野、二〇〇九）の側面を露にしつつある。代理出産が進むにつれて深化する性差別的発想を前に、かつて容認論の目指した女性解放が単なる理念的なものでしかなかったことは、経験的に明らかになりつつあると言えるだろう。そして同様に、かつて代理母たちに付与された「聖女」、「天使」といった意味づけもまた、彼女たちを、対等な人間とみなす代わりに、人権の対象からはじき出し、収奪を容易にする迂回路を構築するレトリックに過ぎず、もとを正せば、妊娠する女性を逸脱として位置づける男性中心的発想に根ざしつつ構築された差別的言説に過ぎなかつたのだと言えるだろう。

5. おわりに

本稿では、古代から近代への代理出産の変遷を俯瞰した上で、米国での近代的代理出産の展開と、関連する言説の変化を読み解いた。それを踏まえて、日本で代理出産が展開される中で、容認

論が戦略的に用いたロジックを説明した。その上で、近年の傾向として「生殖の自己決定権」の含意を利用した依頼者の幸福追求がなされる一方、代理母の「生殖の自己決定権」が、この行為の持つ問題を免責するための手段として用いられる構造を示した。これらの言説の奥には、「生殖の自己決定権」のみで議論を完結させ、女性たちの被る危険や彼女たちの、より根源的な人権が無視される状況を省みない、女性差別意識があることを指摘した。

本稿は米国との比較を通じて、日本で展開された容認論の概念配置を整理し、そこにある問題を表面化させたものだが、世界規模で変化する代理出産の状況は、常に新たな言説を生み出し、新たな認識を構築し続ける。これらの問題に対しては、常にアップデートされた分析が必要であるし、特に他の医療問題と異なり、ジェンダー規範を孕みながらユニークな議論がなされる本問題では、そこに本稿で論じた性差別的な意識があることを疑いつつ、女性がより平等な暮らしを営めるよう分析し続ける必要がある。

■注

- 1 ただし本報告書は代理出産を「原則として禁止」するも「試行として実施する」という結論であり、厳密に禁止を求めるものではなかった。

- 2 日本は妾奉公、韓国はシバジ、中国は典妻と呼ばれる制度である。(柳原、二〇一一)
- 3 なお二〇一五年現在、両国とも外国人向けの代理出産を禁止している。
- 4 タイからカンボジアへのシフトは、斡旋業者のHPでしばしば言及されている。
- 5 世界最初の人の人工授精による妊娠・出産成功例として一七八五年にスコットランドで行われた事例が記録されている。(神里彩子・成澤光、二〇〇八)
- 6 しかしながら、この値段の違いが、明確にその「科学技術」性によるものかどうかは考察の余地がある。依頼者にとっては先端科学技術による上乘せ料であっても、手技を実施する医療者にとっては、たとえば医療倫理に反する行為を実施する上で、医療者の名誉を損なうリスクに伴う補償料であったり、医療者自身とつての「感情労働」の対価といった意味づけが付与されているかもしれない。
- 7 回顧的に見れば、それは人権意識を織り込んだ上で、科学知による人体管理を行うという近代社会の流れ——つまりアガベン的な解釈による生権力の文脈——への位置づけであり、当時の時代背景で必然的に生じた方法だったと言える。
- 8 この問題は既に多くの論者により説明されてきたが、その思想的変遷を辿る文献の一例として、ベムによる研究が挙げられよう。
- 9 これらフェミニストの動向の分析として荻野(二〇〇九)の論考がある。
- 10 ベビーM事件当時の動向を含め、米国内の代理出産に関する言説の変遷はMarkens(2007)が分析している。
- 11 のちに卵子ドナーを用いた体外受精型代理出産が主流となり、かつ二〇〇〇年代から米国を含め英語圏を中心にAID(非配偶者間人工授精)で産まれた人の問題提起が盛んになると、「依頼者の女性」遺伝的な母親」の構図が消えて、近年では再び、「赤ちゃん売買」の言説に根ざした批判が行われるようになった。
- 12 柳原良江、二〇一一、「仕立てられた女性身体」、日比野由利・柳原良江(編)、『テクノロジーとヘルスケア——女性身体へのポリティックス』、生活書院、一四六―一六五頁。
- 13 同機関は、外国で卵子提供や代理出産といった「第三者の関わる生殖技術」をはじめ、自国で普及していない生殖技術を利用する「渡航生殖」の先駆的な斡旋業者として知られる。設立時から代理出産だけではなく卵子提供も実施しており、一九九一年の時点で、同機関を用いた日本人が米国で提供卵

子を利用して妊娠した事例が報告されている。

14 代理出産の合法化に向けて政治的に大きな役割を演じているのが、衆議院議員の野田聖子である。周知のように野田聖子議員は、のちに渡米のうえメキシコ人女性から大量の卵子を購入し、自ら妊娠・出産するに至っている。また二〇一四年には野田聖子による私案を基として、自民党プロジェクト・チームにより代理出産を容認する法律案を作成している。

15 訳書として出版されたマギー・ハムの『フェミニズム理論事典』では、Reproductive Rights の日本語訳に「性と生殖の自己決定権」が当てられ、「母になる権利、避妊・中絶の権利などを含む諸権利」と説明されている。(マギー・ハム、一九九九) 生命倫理学の論客たちは、中絶権の根拠に女性による身体の所有権を挙げているが、山根(二〇〇四)が説明するように、米国内のフェミニストがその議論に異論を呈していることから、彼女たちの議論を援用して展開された代理出産容認論が、その点を指していたとは考えられない。

17 生殖の自己決定権の拡大は、後述するようなフェイアストーンをはじめ、個別の議論に留まらず、フェミニズムの中で共有されていた。米国では「リプロダクティブ・オルタナティブ」あるいは「リプロダクティブ・チョイス」という用語で提起されていた。また一九八八年には西ドイツ(当時)の第二回

「遺伝・生殖技術に反対する女性会議」の「自己決定」部会で、こうした肯定的見解がラトガーズ大学のフェミニストの見解として取り上げられ、それに対する批判が行われた。(浅倉むつ子、戒能民江、若尾典子、二〇〇四)

18 なお山田卓生の『私事と自己決定』は、日本に自己決定権の概念を初めて本格的に紹介した書籍として知られている。本書では女性の自己決定権として避妊や中絶による「産まない権利」に加え、断種や妊娠退職制を念頭に置いた「産む権利」が取り上げられている。

19 一般的には Reproductive Health Rights は「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」として仮名書きされるか「性と生殖に関する健康/権利」(原ひろこ、『岩波 女性学事典』)「国際人口・開発会議」の項)または「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。その一方で、特に出典を示さないものの、この権利も含め、女性の身体を持つ存在に対する包括的な人権を「女性の人権」や「女性の自己決定権」といった用語で表現することがある。(たとえば江原、二〇一二、『自己決定権とジェンダー』、岩波書店。)

20 野田聖子・根津八紘、「産みたい、でも…: スペシャル対談 代理出産ってそんなにいけないことですか?」『週刊朝日』、二〇〇八年五月二日号。

21

たとえば平山・高橋（二〇〇二）の論考で、第三者の関わる生殖技術を論じる上で、カイロ会議における「性と生殖に関する自己決定権」を援用している。論考の冒頭で行われる概念説明そのものはカイロ会議の定義に沿っているものの、生殖技術の利用に関する論考が進められるに従い、元の概念とは別の、他者を用いる権利を担保する概念として位置づけられていく。（平山史郎・高橋克彦、二〇〇二、「高度生殖医療の現場から見た「自己決定」の実際と今後の課題」、『産婦人科の世界』、五十四号。）

22

一九五〇年から不妊治療に携わってきた産婦人科医の星野（二〇〇二）は、米国の患者の自己決定権に対して受けたカルチャー・ショックに触れつつ、代理出産を容認すべき理由として「患者の医療における自己決定権は、憲法で保障された国民の人権、人格権の一内容である」……（代理出産について）「日本産科婦人科学会とは無関係な多くの患者の「その医療を受ける国民としての権利が侵害されてしまっている」ことを例に挙げ、「どうしても自分たち夫婦の子が欲しい」と悩んでいる不妊症夫婦の、切なさ、寂しさ、はかなさ、苦しき」を理解すべきだと述べている。（星野一正、二〇〇二、「生殖医療を受ける患者の人格権としての自己決定権」、『産婦人科の世界』、五十四号。）

23

向井亜紀は自らが子宮頸がんを患ったり、のちに腎臓を一つ摘出した経緯を持つが、これまで臓器移植の必要性はなく、また近親者を含め、これまで特に臓器移植に関わっていたことを示す発言はない。しかしながら日本臓器移植ネットワークのシンポジウムでパネリストとして登壇し、自らの中絶体験を語りつつ臓器移植の必要性を述べている。また代理出産が論じられる時は、類比対象として臓器移植の是非が語られることもあり、日本人が持つ集合的意識として代理出産の重要な論点が「他者の身体を用いること」と認識されていることが分かる。

24

根津八紘・万波誠、「突撃対談 宇和島徳洲会病院泌尿器科部長・万波誠 vs 諏訪マタニティークリニック院長・根津八紘 医療とタブー」『新潮45』、二〇〇八年三月号。

25

たとえば姉妹間の実施については、根津八紘、『代理出産——不妊患者の切なる願い』（二〇〇一、小学館）に、母子間の実施については、根津八紘・沢見涼子、『母と娘の代理出産』（二〇〇九、はる書房）に詳しい記述がある。

26

二〇〇八年に、独身の日本人男性がネパール人からの提供卵子を用いてインド人女性に代理出産させて子をもうけたものの、子を日本に連れ帰ることが出来ない問題が生じた。生まれた子の仮名から「マンジ事件」と呼ばれるこの事件は、当時

イギリスを中心に世界的に報道された。また二〇一四年には自身の日本人男性がタイで代理出産により多くの子を得た事例が報道された。いずれも有償代理出産であることから、生殖の商業化が問題視された。

27 当時の大衆雑誌はもとより、学術誌でも代理出産を家制度からの解放として論じるものがある。たとえば星野一正、二〇〇五、「子なし嫁の苦しみ」、『産婦人科の世界』、医学の世界社。

28 ゲイカップルの兄弟（兄または弟）のために妊娠した代理母が、後に兄弟ゲイカップルと親権を争ったA.G.R. v. D.R.H. & S.H.における、兄弟ゲイカップル側からの証言。

■参考文献

浅倉むつ子、戒能民江、若尾典子、二〇〇四、『フェミニズム法学——生活と法の新しい関係』、明石書店。
井上輝子、上野千鶴子、江原由美子、大沢真理、加納実紀代、二〇〇二、『岩波 女性学事典』、岩波書店。
荻野美穂、二〇〇九、「代理出産の意味するもの」、『日本学報』、第二十八号、大阪大学大学院文学研究科日本学研究室。
神里彩子・成澤光（編）、二〇〇八、『生殖補助医療…生命倫理と法—基本資料集3』、信山社。
エリザベス・ケイン、落合恵子（訳）、一九九三、『パースマザー—あ

る代理母の手記』、共同通信社。（=Elizabeth Kane, 1988, "Birth Mother: The Story of America's First Legal Surrogate Mother", Harcourt Brace Jovanovich.）

デボラ・L・スパー、椎野淳（訳）、二〇〇六、『スピー・ビジネス』、ランダムハウス講談社。（=Spar, Debra L., 2006, "The Baby Business: How Money, Science, and Politics Drive the Commerce of Conception", Harvard Business Press.）

フィリス・チェスラー、佐藤雅彦（訳）、一九九三、『代理母——ネグロM事件の教訓』、平凡社。（=Chesler, Phyllis, 1988, "Sacred Bond: The Legacy of Baby M", Crown.）

塚原久美、二〇一四、『中絶技術とリプロダクティブ・ライツ』、勁草書房。

辻村みよ子、二〇一三、『代理母問題を考える』、岩波書店。

ドロシー・ネルキン、M・スーザン・リンディー、工藤政司（訳）、一九九七、『DNA伝説——文化のアイコンとしての遺伝子』、紀伊國屋書店。（=Nelkin, Dorothy, & Lindee, Susan M., 1995,

"The DNA Mystique: the Gene as a Cultural Icon", W. H. Freeman & Company.）

マギー・ハム、一九九九（著）、木本喜美子、高橋準（監訳）、一九九九、『フェミニズム理論事典』、明石書店。

シュラミス・ファイアストーン、林弘子（訳）、一九七二、『性

の弁証法—女性解放革命の場合』、評論社。(=Firestone, Shulamith, 1970, 『THE DIALECTIC OF SEX: The Case for Feminist Revolution』, William Morrow & Company, Inc.)

淵上恭子、二〇〇八、「『シバジ』考——韓国朝鮮における代理母出産の民族学的研究——」、『哲学』、一一九号、三田哲学会。

サンドラ・L・ベム、福富護(訳)一九九九、『ジェンダーのレンズ——性の不平等と人間性発達』、川島書店。(=Sandra Lipsitz Bem, 1993, THE LENSES OF GENDER: Transforming the Debate on Sexual Inequality, Yale University Press.)

宮台真司、一九九八、「自己決定権原論——自由と尊厳」、『性の自己決定権』原論——援助交際・売買春・子ども性の性』、紀伊國屋書店。

柳原良江、二〇一〇、「メディアの中の代理懐胎者像——大衆雑誌の言説分析から」、『死生学研究』、十三号、東京大学大学院人文社会学系研究科。

柳原良江、二〇一一、「代理出産における倫理的問題のありかか…その歴史と展開の分析から」、『生命倫理』、二十一号、十二〜二十一頁。

柳原良江、二〇一二、「代理出産をめぐる「子を持つ欲求」」、『死生学研究』、十七号、東京大学大学院人文社会学系研究科。

柳原良江、二〇一五、「収奪と利益が絡み合う卵子提供ビジネス

——使い捨てられる女性たち——」、『世界』、岩波書店。

山根純佳、二〇〇四、『産む産まないは女の権利か——フェミニズムとリベラリズム』、勁草書房。

Markens, Suzan, 2007, "Surrogate Motherhood: and the Politics of Reproduction", University of California Press.

(やなぎはら・よしえ／東京電機大学理工学部助教)